

令和3年度

中津川市青少年健全育成推進市民会議

坂本支部 総会



とき：令和3年6月24日（木）
ところ：坂本事務所

総 会 次 第

1 開会のことば

2 支部長あいさつ

3 議 長 選 出

4 議 事

議第1号 令和2年度事業報告について

議第2号 令和2年度決算報告について

議第3号 令和3年度事業計画（案）について

議第4号 令和3年度予算（案）について

5 そ の 他

令和3年度坂本支部会費の納入について

納 期 令和 3年 8月 6日（金）

納入場所 東美濃農協 坂本支店

会 費 一世帯当たり 100円

6 閉会のことば

令和2年度事業報告について

1 主な事業・会議

5月29日	市役員会（理事総会）	【書面決議】中津川文化会館
6月11日	坂本支部役員会（第1回）	坂本事務所
6月23日	支部役員会（第2回）・推進員補導員会議（第1回）	坂本公民館
6月24日	少年の主張中津川市大会	坂本中学校
6月25日	坂本支部総会	坂本公民館
7月5日	“社会を明るくする運動”街頭啓発活動	パロ坂本店
8月8日～16日	坂本支部（推進員・補導員）夜間補導活動	坂本地区
8月2日	少年の主張岐阜県大会	羽島市
9月	秋の交通安全運動期間中に併せ「見守り」「声かけ」活動	坂本地区
10月29日	坂本支部役員会（第3回）・推進員補導員会議（第2回）	坂本事務所
11月	全国子ども若者育成支援強調月間	坂本地区
	8日 岐阜県青少年育成県民大会	大垣市
	14日 第1回中津川市子育て親育ちシンポジウム	福岡文化センター
	23日 子どもフェスティバル支援	妻の穂学園
12月25日	中津川郷土かるた大会（坂本小学校主催）	坂本小学校
1月	第11回坂本青少年新春書き初め大会	坂本地区

2 助成事業

1) 元気キッズ事業への助成

夏の地域行事（合宿・お楽しみ会など）	7地域	参加者	子ども	112人
			大人	77人
冬の地域行事（左義長、クリスマス会など）	5地域	参加者	子ども	53人
			大人	74人

2) 親子読書事業（絵本購入助成） 坂本こども園、めぐみ保育園、坂本さくら保育園

3) 家庭教育推進事業（4園交流） 9月10日 むすび座人形劇鑑賞

3 補導活動

1) 夜間補導活動 【中止】

実施期間：7月27日～8月3日 時間：午後8時～

【補導活動巡回ルート】

ふれあい施設（はなのきセンター）→ 小学校 → 中学校 → 美乃坂本駅 → ふれあい施設

2) 坂本夏祭り 【中止】

実施日：7月28日（日） 時間：午後8時～（夏祭り終了後） 小学校グラウンド

※ ————（取消線）は、新型コロナ感染防止対策のため中止された行事です。

議第2号

令和2年度 中津川市青少年健全育成推進市民会議坂本支部 決算書

収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引額	内 訳
繰越金	98,480	98,480	0	前年度繰越金
協力金	300,000	313,200	13,200	坂本地区各戸協力金 1世帯あたり100円
補助金	93,000	93,000	0	支部活動推進事業助成金
	120,000	51,000	△ 69,000	元気キッズ育成事業助成金
雑収入	520	2	△ 518	貯金利息
計	612,000	555,682	△ 56,318	

支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引額	内 訳
事務局費	36,000	44,704	△ 8,704	消耗品費（インク、コピー用紙）郵便代、ハガキ等
事業費	10,000	4,486	5,514	強調月間啓発活動費
	85,000	76,045	8,955	親子ふれあい事業費
	55,000	11,442	43,558	補導活動関係費
助成費	265,000	38,000	227,000	元気キッズ助成費（夏）7地域
	90,000	12,500	77,500	元気キッズ事業助成費（冬）5地域
	40,000	40,000	0	親子読書事業助成費（坂本地域3園）
	20,000	0	20,000	家庭教育推進事業助成金（坂本地域3園交流）
予備費	11,000	0	11,000	
計	612,000	227,177	384,823	

収入総額 支出済額 残額
 555,682円 - 227,177円 = 328,505円（次年度に繰越）

中津川市青少年健全育成推進市民会議坂本支部会計 安藤 鉦治

監査報告

諸帳簿並びに証拠書類を監査した結果、適正に処理されていたことを認めます。

令和3年5月24日

監事 岡野 幸治

監事 日比野 重敏

*プライバシー保護の観点から署名・押印のないものを印刷しております。

*署名・押印のある原本は、事務局にて保管しております。

令和3年度運営方針及び事業計画 (案)

I 運営方針

次代を担う青少年が社会の一員としての責任と役割を自覚し、心豊かでたくましく自立し、人生に夢や希望を持ち、ふるさとに愛着を持って成長することは、中津川市民の願いであり、将来の中津川市を創りあげる大切な源です。

市内青少年育成の各支部では、安全安心ボランティアや子ども会活動を支援する人達、あるいは地域行事を子どもといっしょに取り組むなど、「地域の子どもは地域で守り育てる」の認識の下、地域総がかりで子どもたちをはぐくむ活動が行われています。

このように、私たちは、「青少年の健全育成にかかる教育の第一義的責任は保護者にある」と「地域社会にはこの親の責務を支援する役割が求められている」ことを認識し、あらゆる組織や個人が、それぞれの持ち場で責任を果たしつつ、相互に協力しあうことが大切です。同時に、人間は本来、自分の行動には自分で責任を持ち、人生の夢や目標に向かって地道に努力する中で、忍耐力や人と共生する人間力を身につけることが望まれます。

そこで、青少年の身近な手本であるべき私たち大人が、「大人が変われば、子どもも変わる」をスローガンに、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組みます。

【重点目標】

1 中津川市子育て親育ちシンポジウムの実施

各地域の青少年健全育成活動の情報共有の場とし、推奨事例を各地域に広める。

中津川市PTA連合会との共催事業

青少年健全育成活動に長年精励された方を表彰する。

青少年健全育成活動で課題となっている事項を研究する。

2 青少年の積極的な地域活動への参加促進

子どもたちの行事に地域の大人が参加することにより、地域の子どもと大人がふれあう場づくりを促進する。また、地域行事に子どもたちを参加させる中で、子どもに役割を持たせ、子どもの力が地域で役立つ体験を通してその価値を実感させる。

3 地域で小集会活動の展開と各団体へのコーディネート

地域で夏休み前などに行われる地区懇談会等への青少年健全育成推進員の出席及び地域行事での各団体参加へ向けての打合せなどにおいてコーディネートを行う。

4 地域におけるスポーツ活動、文化活動への参加促進

豊かな体験活動を通じてたくましく生きる力と社会性、創造性を育むため、学習・文化・スポーツ・ボランティア活動等に関わる諸団体と連携し、子ども達の地域活動への参加を促進する。

5 「元気キッズ」事業の開催

「元気キッズ」事業の目的を再確認し、地域における子ども会との連携を図っていく。各支部健全育成推進員として、子どもと交流を深め、健全育成に積極的に関わる機会にしていく。

6 毎月第3日曜日、「家庭の日」の普及活動に取り組む

家庭はふれあいと安らぎの場であるとともに青少年の人格が形成される基盤である。また人間関係や社会のルールを学ぶ場でもある。これらのことを家庭や地域が認識し青少年のためのよりよい環境づくりに努めるとともに家族そろって参加できる行事などを実施し開かれた家庭づくりを支援していく。「家庭の日カレンダー」については、各広報誌に掲載していく。カットなどを変更し、各月のことばはその月に合わせた標語を選び活用する。また令和3年度は啓発活動プラス「実践活動の情報収集・交流」を中津川市青少年市民会議で提案していく予定である。

7 地域の「おじさん・おばさん運動」の推進

「地域の子どもは地域で育てる」を合言葉に大人が子供たち一人一人を温かく見守りながら、時に励まし時に注意・助言することにより、地域の連帯感と教育力を高めていくことを目的に運動していく。各支部での新規加入をすすめていく。この運動についても新規加入を促すだけでなく、実践活動の情報を収集し、運動の様子を交流できるようにする。

8 支部長会の開催

支部長会（13支部）を開催し、各支部活動の情報交換を通して、中津川市全体の青少年健全育成活動の推進と連携強化をはかる。1回目は7月に開催し各支部活動の情報交流。

9 スマートフォン等の携帯機器やインターネットの安全安心利用の推進

携帯電話・スマートフォン等の普及や青少年を取り巻くインターネット上の違法・有害情報に起因する問題が深刻化し、青少年の健全育成への悪影響が懸念されている。行政、学校、保護者団体等とさらなる連携をすることによって、効果的な啓発活動を展開し、スマートフォン等の携帯機器・インターネットの安全安心利用を推進する。

Ⅱ 事業計画 新型コロナウイルス感染症対策のため中止又は延期となる場合があります。

1. 理事総会 書面評決

5月25日(火) 中津川文化会館2階 多目的研修室

- ・令和2年度事業報告・収支決算報告・監査報告
- ・令和3年度事業計画(案)・収支予算(案)

2. 第40回少年の主張中津川市大会“わたしの主張2021”

6月22日(火) 坂本中学校

各中学校の代表1名 計12名の主張発表

- 東濃審査会 7月6日(火) 恵那総合庁舎
- 岐阜県大会 8月2日(月) 下呂交流会館

3. 青少年関係強調月間事業

- ・青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月:内閣府主唱)
- ・社会を明るくする運動強調月間(7月:法務省主唱)
中津川市大会を開催 7月4日(日)10時~10時30分 於:中央公民館
街頭啓発 市内数箇所
- ・子ども・若者育成支援強調月間 11月
啓発活動 市民会議各支部にて実施予定
11月13日(土)中津川市子育て親育ちシンポジウム
11月21日(日)岐阜県青少年健全育成県民大会(瑞穂市総合センター)
- ・「家庭の日」普及実践強調月間(1月:岐阜県へ協賛)
チラシその他による啓発活動
- ・スマートフォン・インターネットの安全安心利用の啓発活動
チラシその他による啓発活動

4. 各種研修会の開催

- ・中津川市郷土かるた大会支援
- ・少年補導員研修
- ・スマートフォン・インターネットの安全安心利用に関する研修

5. 地域非行対策部会の開催

時期 春休み前に開催を予定

- 内容
- 1) 他市及び当市の事件事案について
 - 2) 青少年指導相談員による事例研究報告
 - 3) 意見交換

6. 各支部青少年健全育成活動

- ・中津・苗木・坂本・落合・阿木・神坂・山口・坂下・川上・加子母・付知・福岡・蛭川支部毎に計画、活動
- ・「元気キッズ育成事業」の実施、公民館で行われる居場所づくり事業等への協力
- ・地域の「おじさん・おばさん運動」の推進、新規会員の募集
- ・第三日曜日「家庭の日」の啓発活動、家庭の日の標語入りカレンダーの利用

7. 支部長会の開催

7月15日(木) にぎわいプラザ 6-5会議室
・支部活動の交流

8. 補導活動(各支部・分会単位で)

青少年健全育成推進市民会議各支部・分会単位で実施

街頭巡回活動	定期的な年間補導計画により地区毎に実施
特別巡回活動	夏季 7~8月夏休み特別街頭指導(夏祭り等)
	冬季 12~1月冬休み特別街頭指導(十日市等)

9. 青少年悩みごと電話相談

毎週月・水・金曜日(午後3時~午後6時)(電話65-3433)
かやの木教室1階3名の相談員がローテーションで対応

10. 年間行事及び会議

- 4月20日(火) 第1回東濃地区青少年育成推進指導員連絡協議会(恵那総合庁舎)
- 4月20日(火) 第1回恵那地区青少年育成推進指導員連絡協議会(恵那総合庁舎)
- 5月21日(金) 立入調査員研修会(にぎわいプラザ)
- 5月25日(火) 中津川市青少年健全育成推進市民会議(理事総会)(中津川文化会館) 書面評決
- 6月22日(火) 少年の主張中津川市大会(坂本中学校)
- 6月25日(金) 第2回恵那地区青少年育成推進指導員連絡協議会(恵那総合庁舎)
- 7月 青少年を非行から守る全国強調月間・社会を明るくする運動月間
- 7月 4日(日) 青少年非行被害防止中津川市大会及び社会を明るくする運動及び街頭啓発活動(中央公民館)
- 7月 6日(火) 少年の主張岐阜県大会東濃審査会(恵那総合庁舎)
- 7月15日(木) 支部長会(にぎわいプラザ)
- 8月 2日(月) 少年の主張岐阜県大会(下呂交流会館)
- 9月 第3回恵那地区青少年育成推進指導員連絡協議会(恵那市)
- 11月 「子ども・若者育成支援強調月間」
- 11月13日(土) 中津川市子育て親育ちシンポジウム(東美濃ふれあいセンター)
- 11月21日(日) 岐阜県青少年健全育成県民大会(瑞穂市総合センター)
- 1月 「家庭の日」普及実施強調月間事業(県強調月間に協賛)
- 1月 9日(日) 令和4年中津川市成人式(東美濃ふれあいセンター)
- 2月24日(木) 第2回東濃地区青少年育成推進指導員連絡協議会(東濃西部総合庁舎)
- 2月24日(木) 第4回恵那地区青少年育成推進指導員連絡協議会(東濃西部総合庁舎)

Ⅲ 事業計画（坂本支部）

1 家庭づくり推進事業

- ・「家庭の日」普及実践強化月間（1月）の啓発活動
- ・第13回坂本青少年“書き初め”大会の実施（親子ふれあい事業）



2 地域づくり推進事業

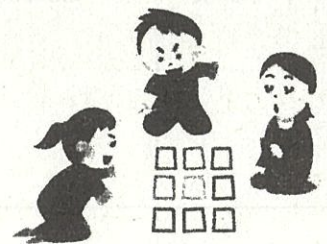
- ・各地域の子ども会活動の支援
- ・子どもフェスティバルへの支援

3 青少年、子どもの健全育成推進事業

- ・各地域での三世代交流事業への支援
- ・元気キッズ事業の推進
- ・親子読書への助成
- ・坂本地区幼児交流会への助成
- ・子ども・若者育成支援強調月間（11月）の啓発活動

4 青少年の社会参加・体験活動、文化活動推進事業

- ・親子ふれあい教室の開催
- ・ボランティア活動を通じた社会参加の推進（市内一斉清掃への積極的参加、他）
- ・中津川市郷土かるた大会への支援
- ・手作り凧あげ大会の開催



5 健全な社会環境づくり推進事業

- ・見まわり、声かけ、あいさつ運動の推進
- ・夏休み期間の街頭補導活動の実施
- ・社会を明るくする運動強調月間（7月）の街頭啓発活動
- ・図書コーナー等の環境整備

6 地域の「おじさん・おばさん運動」の推進

・“地域の子どもは、地域で守り育てる”を合言葉に、大人が子どもたち一人一人を暖かく見守りながら、ときに励まし、ときに注意や助言をすることにより、地域の主体的な活動団体との連帯感を高め、ていくことを目的に運動していく。



議第4号

令和3年度予算(案)について

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

収入の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	内 訳
繰越金	328,505	98,480	230,025	前年度繰越金
協力金	300,000	300,000	0	3,000世帯×100円
補助金	214,000	213,000	1,000	支部助成金 93,000円 元気キッズ事業助成金 121,000円
雑収入	495	520	△ 25	預金利子等
計	843,000	612,000	231,000	

支出の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	内 訳
事務局費	50,000	36,000	14,000	消耗品費・郵送料他
事業費	220,000	150,000	70,000	強調月間啓発活動費 10,000円 印刷製本費他 親子ふれあい事業費 100,000円 書初め大会運営費他 補導活動関係費 80,000円 補導活動用品購入費他 青少年体験事業費 30,000円 親子夙あげ大会運営費他
助成費	495,000	415,000	80,000	元気キッズ事業助成費 夏季地域行事助成金 (各子ども会支部) 265,000円 元気キッズ事業助成費 冬季地域行事助成金 (各子ども会支部) 150,000円 親子読書助成費 40,000円 絵本購入助成金 家庭教育推進事業助成金 40,000円 三園交流会助成金
予備費	78,000	11,000	67,000	
計	843,000	612,000	231,000	

※ 項目間の流用を認める。

中津川市青少年健全育成推進市民会議坂本支部規約

平成元年6月14日制定

(設置)

第1条 中津川市青少年健全育成推進市民会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）第3条の規定に基づき、中津川市青少年健全育成推進市民会議坂本支部（以下「支部」という。）を置く。

(事業)

第2条 支部は、次の事業を推進する。

- (1) 青少年の人格形成に資するための活動
- (2) 青少年の健全な団体活動を奨励するための活動
- (3) 青少年の地域住民とのふれあいを深める活動
- (4) 青少年の非行防止に関する活動
- (5) 地域社会の環境浄化に関する活動
- (6) 家庭教育の向上を図るための活動
- (7) 学校教育と緊密な連帯を図るための活動
- (8) 青少年の健全育成のための啓蒙・宣伝に関する活動
- (9) その他設置要綱の目的を達成するための活動

(会員)

第3条 支部は、次の会員をもって構成する。

- (1) 坂本地区内に在住の世帯主（以下「一般会員」という。）
- (2) 坂本地区内の住民のうちから地区単位に選出されたもの並びに関係する機関及び関係団体の代表者（以下「団体会員」という。）
- (3) 関係する機関から委嘱または選出された各種委員（以下「特別会員」という。）

2 前項の団体会員は別表（1）に、特別会員は別表（2）にそれぞれ定めるとおりとする。

(機関)

第4条 支部に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

2 支部に部会を置くことができる。

3 支部に部会を置く場合、部会の代表者は支部長が選任し、部会の代表者は役員会の審議に加わる。部会の設置に関する必要な事項は、支部長が別に定める。

(総会及び代議員)

第5条 総会は、支部最高の議決機関であって、代議員をもって構成する。

2 代議員は、区長をもってあてる。ただし、支部長は必要に応じ、一般会員の学識経験者及び団体会員並びに特別会員のうちから、代議員を指名することができる。

第6条 総会は、通常年1回支部長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算報告
- (3) 規約の改廃
- (4) その他必要な事項

(役員会)

第7条 役員会は、支部の運営をつかさどる。

2 役員会は、支部長が招集する。

(役員)

第8条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 理事、会計及び監事は、代議員のうちから選出する。

3 支部長は、理事のうちから互選する。

4 副支部長は、支部長が指名する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員が任期満了前に退任した場合、新たに補充選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(支部長及び副支部長の職務)

第10条 支部長は、支部を代表し、会務を総括するとともに総会及び役員会の議長となる。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

(顧問)

第11条 支部に顧問を置くことができる。

(事務局)

第12条 支部の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に次の者を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 書記 若干名

3 事務局長は、坂本公民館長をもってあてる。

(経費)

第13条 支部の経費は、市助成金、協力金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(公印)

第15条 支部の公印は、「中津川市青少年健全育成推進市民会議坂本支部長の印」とする。

(規約の改廃)

第16条 この規約は、総会において出席者の過半数の同意を得て改廃することができる。

附 則

この規約は、平成元年6月14日から施行する。

この規約は、平成9年5月31日から施行する。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

別表（１）

中津川市青少年健全育成推進市民会議坂本支部規約第３条第２項の規定による「団体会員」は、次のとおりとする。

- ・ 区長
- ・ 区から選出された青少年健全育成推進員及び少年補導員
- ・ 坂本地区社会福祉推進協議会長
- ・ 公民館運営審議会委員
- ・ 坂本こども園長、めぐみ保育園長、坂本さくら保育園長、坂本小学校長、坂本中学校長、中津川工業高等学校長
- ・ 坂本こども園保護者会長、めぐみ保育園保護者会長、坂本さくら保護者会長、坂本小学校PTA会長、坂本中学校PTA会長、中津川工業高等学校PTA坂本地区支部長
- ・ 麦の穂学園長
- ・ 坂本体育協会长
- ・ 中津川地区交通安全協会坂本支部長
- ・ 中津川市消防団坂本分団長
- ・ 坂本老人クラブ連合会長
- ・ その他支部長が必要と認める団体等の代表者

別表（２）

中津川市青少年健全育成推進市民会議坂本支部規約第３条第２項の規定による「特別会員」は、次のとおりとする。

- ・ 学識経験者
- ・ 県青少年育成指導員
- ・ 中津川警察署少年補導員
- ・ 民生委員児童委員、主任児童委員
- ・ 中津川保護区保護司
- ・ その他支部長が必要と認める各種委員

令和3年度中津川市青少年健全育成推進市民会議坂本支部役員名簿

任期 令和3年4月1日～令和4年3月31日（敬称略）

役 職	氏 名	摘 要
支部長	林 且真	学識経験者
副支部長	勝 佳朗	坂本区長会会長
理 事	原田 幸久	坂本区長会副会長
	加藤 正和	坂本区長会副会長
	伊藤 節子	坂本体育協会会長
	田口 勝幸	坂本小学校長
	田口 雅徳	坂本中学校長
	丸山 敏昭	坂本小学校PTA会長
	西尾 智秀	坂本中学校PTA会長
	横川 聖	麦の穂学園長
	永田 利幸	中津川保護司会保護司
会計	安藤 鉦治	坂本区長会代表
監事	岡野 幸治	坂本区長会代表
	林 茂雄	坂本区長会代表